平成２６年（フ）第１３８号
茨城県龍ケ崎市姫宮町110番地　パークハイツ103号室
債務者　須賀　章一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
茨城県取手市井野4930番地　ウインドミルＤ101、前住所茨城県取手市井野4930番地　ウインドミルＤ102
債務者　猪又　武敏
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
茨城県取手市井野団地１番19―301号
債務者　馬場　三郎
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
茨城県龍ケ崎市佐貫町386番地66
債務者　明田川　浩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
茨城県取手市白山１丁目７番31号
債務者　野々村　誠
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
兵庫県宝塚市高司５丁目５番40号
債務者　小園　律子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地　エルパラシオ205号
債務者　大森　哲哉
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５５３号
兵庫県芦屋市津知町９番１―107号、前住所横浜市都筑区すみれが丘６番地51マウンドすみれ203
債務者　野中　眞吾
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５７号
兵庫県尼崎市昭和通２丁目５番６号
債務者　山原　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４６号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2749番地１
債務者　柴田　博樹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市鍋掛1085番地640、前住所埼玉県川口市榛松１丁目９番42号
債務者　安達　武司
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４２６号
千葉県柏市豊四季281番地１　レオパレスセゾン202号
債務者　比嘉　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５６号
千葉県柏市明原４丁目11番31号
債務者　安藤　強志
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４７６号
千葉県柏市酒井根５丁目19番14号　バーディハイツ２―201号
債務者　中村　和義
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８４号
千葉県松戸市二十世紀が丘柿の木町26番地
根本マンション107号
債務者　青砥麻紀子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８３号
兵庫県尼崎市東本町４丁目51番地
債務者　金　　豊博
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係